

○文部科学省告示第百七十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年十二月十二日

文部科学大臣 阿部 俊子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	オランダの室内Ⅰ	プロイセン王妃ルイーゼの肖像	カタツムリの燐光の跡に導かれた夜の人 物たち	絵画（エミリ・フェルナンドス・ミロのために）	夜の中の女と鳥	自画像
指定をした日	令和六年十一月二十五日	同右	同右	同右	同右	同右
指定の有効期間	令和七年一月十五日から令和七年八月十八日	同右	同右	同右	同右	同右
指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社朝日新聞社 メディア事業本部 文化事業1部長 佐藤洋子 東京都中央区築地五―三―二 東京都美術館 館長 高橋明也 東京都台東区上野公園八―三六 株式会社テレビ朝日 代表取締役社長 篠塚 浩 東京都港区六本木六―九―一	同右	同右	同右	同右	同右
指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三六 令和七年三月一日から令和七年七月六日	同右	同右	同右	同右	同右

風景（野ウサギ）	耕地	モンロッチの瓦工場	人間の頭部	壺	ベルベルの森	人物たちと鳥	無題（カタログレゾネ番号 891） M P II	水浴する人	焼かれたカンヴァス2	無題（カタログレゾネ番号 866） M D II
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。